

公立病院改革プランの概要

団 体 名		兵庫県赤穂市					
プ ラ ン の 名 称		赤穂市民病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 10日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 24年度					
病院の現状	病 院 名	赤穂市民病院					
	所 在 地	赤穂市中広1090番地					
	病 床 数	一般416 感染症4 合計420床					
	診 療 科 目	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、心臓血管外科、歯科口腔外科、形成外科、心療内科、精神科（20診療科）					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		兵庫県西播磨圏域において、救急医療、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、感染症指定医療機関としての役割を担うとともに、当地域内で4診療所を運営する。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		平成16年度以降地方交付税措置額を限度額に、原則として独立採算の経営を目指している。将来的には、診療報酬改定等外的要因によりさらに収支が悪化した時点で、見直しを行う。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	備考
	医業収支比率(%)	100.9	99.3	100.3	100.8	101.1	
	経常収支比率(%)	98.8	97.2	98.6	99.0	99.4	
	総合収支比率(%)	98.9	97.0	98.4	98.8	99.2	
	病床利用率(%)	89.1	78.4	78.4	78.4	78.4	
	1人1日当たり入院収益(円)	42,955	44,409	44,788	45,167	45,546	
	1人1日当たり外来収益(円)	10,277	10,753	10,989	11,227	11,465	
	職員給与比率(%)	42.5	43.3	43.2	42.8	42.7	
	材料費対医業収益比率(%)	30.9	30.5	30.5	30.5	30.5	
	上記目標数値設定の考え方	任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。 (経常黒字化の目標年度:平成24年度)					

				団体名 (病院名)	兵庫県赤穂市(赤穂市民病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	備考	
	入院延患者数(人)	122,654	118,990	118,990	118,990	119,316	
	外来延患者数(人)	299,884	277,485	277,485	277,485	277,485	
	救急車による年間患者数(人)	11,896	12,000	13,000	14,000	15,000	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	給食業務の委託化を検討する。				
		事業規模・形態の見直し	地方公営企業法全部適用を継続し、経営責任の明確化から現在不在となっている「病院事業管理者」の設置を検討する。				
		経費削減・抑制対策	事務職及び技能労務職給与の3%カットを実施する(平成21年度より)。医事業務、環境管理業務等人材派遣関連業務委託について、人員の配置、給料水準の適正化を図るため、予定価格の設定見直しを行う。医療スタッフと事務職員の連携(採用品目数の削減及び統一化)により、購買力の強化を図る(平成21年度以降年5百万円削減目標)。医療機器購入時における保守料金の設定により、管理経費の削減を図る。DPC制度の見直しと原価コストの整合を図る(平成21年度)。				
		収入増加・確保対策	診療報酬改定内容(算定要件、施設基準等)の精査と採択を行う。未収金の発生を防止するため、患者接触機会の拡大と分納促進を図る。医療機器購入と採算性の評価及び改善による収入確保を図る。助産料の改定に伴い、年40百万円の増収を図る(平成21年度より)。				
		その他	第5次病院事業健全化計画の取り組み状況の把握による経年評価を実施する。医師、看護師の確保として、研修医の育成と看護学校等との連携強化を図る。医師住宅跡地の処分計画の立案と実施による収入確保を図る。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床(一般病床)利用率の状況	17年度	95.7%	18年度	90.5%	19年度	89.1%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成20年度から40床増床により、一時的に病床利用率が下がるが、それ以降は利用率の安定化を図る。					

団体名 (病院名)	兵庫県赤穂市(赤穂市民病院)
--------------	----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する西播磨医療圏域には、下記の4つの公立病院が開設されている。 赤穂市民病院(赤穂市) 420床 公立宍粟総合病院(宍粟市) 205床 たつの市立御津病院(たつの市) 178床 相生市民病院(相生市) 61床	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	『西播磨圏域公立病院ネットワーク化検討会議』の報告書では、第3次救急医療体制については、病院間の連携強化及び救命救急センターを開設する医療機関の確保に努め、第2次救急医療体制については、隣接する中播磨圏域へ搬送される傾向が見受けられる状況等を踏まえ、圏域内の各公立病院が適確な役割を果たせるよう機能分担の明確化に努めると計画されている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年10月 平成24年度末まで	<内容> 『西播磨圏域公立病院ネットワーク化検討会議』を立ち上げ、関係市が医療計画を踏まえて救急医療を中心とした公立病院の機能分担、連携方策について協議した。赤穂市民病院は、圏域臨海部を中心とした地域の拠点病院としての役割を担う。救急に関する診療科の医師が確保できた場合、地域救命救急センターの整備を含めて検討する。さらに、赤穂市民病院の所在する赤穂市は岡山県と隣接していることから、岡山県備前市内の病院とも連携を図る。 結論を得る予定。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)に☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所)に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	<時期> 平成20年度 平成24年度末まで	<内容> 院内に『市民病院経営形態準備委員会』を設立して協議し、現在の経営形態である地方公営企業法の全部適用を継続して、経営責任の明確化から現在不在となっている「病院事業管理者」の設置を検討する。 地方公営企業法の全部適用について検証する。
その他特記事項		当面地方公営企業法全部適用の体制で改革に取り組むが、環境の変化、さらには他病院の動向により、他の経営形態への移行が要請される場合は見直しに取り組む。	

(別紙)

団体名
(病院名)

兵庫県赤穂市(赤穂市民病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		区分					
収	1. 医 業 収 益 a	8,656	8,768	8,682	8,793	8,904	9,030
	(1) 料 金 収 入	8,238	8,350	8,268	8,379	8,490	8,616
	(2) そ の 他	418	418	414	414	414	414
	うち他会計負担金	38	25	25	25	25	25
	2. 医 業 外 収 益	359	322	301	340	330	321
	(1) 他会計負担金・補助金	257	252	241	279	269	260
	(2) 国 (県) 補 助 金	18	23	23	23	23	23
	(3) そ の 他	84	47	37	38	38	38
	経 常 収 益 (A)	9,015	9,090	8,983	9,133	9,234	9,351
	入	1. 医 業 費 用 b	8,609	8,692	8,743	8,768	8,836
(1) 職 員 給 与 費 c		3,765	3,726	3,759	3,797	3,810	3,851
(2) 材 料 費		2,614	2,706	2,648	2,682	2,716	2,754
(3) 経 費		1,244	1,247	1,314	1,326	1,330	1,331
(4) 減 価 償 却 費		949	981	990	931	948	960
(5) そ の 他		37	32	32	32	32	32
2. 医 業 外 費 用		509	505	502	497	490	477
(1) 支 払 利 息		312	299	287	275	262	249
(2) そ の 他		197	206	215	222	228	228
経 常 費 用 (B)		9,118	9,197	9,245	9,265	9,326	9,405
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	103	107	262	132	92	54	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	4	26	3	3	3	3
	2. 特 別 損 失 (E)	20	25	20	20	20	20
	特別損益(D) - (E) (F)	16	1	17	17	17	17
純 損 益 (C) + (F)	119	106	279	149	109	71	
累 積 欠 損 金 (G)	2,500	2,606	2,885	3,034	3,143	3,214	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	2,914	2,859	2,715	2,855	3,045	3,503
	流 動 負 債 (イ)	802	678	900	670	670	670
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額(エ)						
	差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	2,112	2,181	1,815	2,185	2,375	2,833
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	102	69	366	370	190	458	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	98.9	98.8	97.2	98.6	99.0	99.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	24.4	24.9	20.9	24.8	26.7	31.4	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	100.5	100.9	99.3	100.3	100.8	101.1	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	43.5	42.5	43.3	43.2	42.8	42.7	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
病 床 利 用 率	90.5	89.1	78.4	78.4	78.4	78.4	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」 - 「N - 1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」 - 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	兵庫県赤穂市(赤穂市民病院)
--------------	----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	50	200	200	100	100	100
	2. 他会計出資金	320	327	324	310	318	327
	3. 他会計負担金	1	2	1	1	1	1
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他	1	2	1	1	1	1
	収入計(a)	372	531	526	412	420	429
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)}(A)	372	531	526	412	420	429	
支 出	1. 建設改良費	601	602	723	508	508	308
	2. 企業債償還金	719	754	700	620	645	638
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	4	5	4	5	4	4
	支出計(B)	1,324	1,361	1,427	1,133	1,157	950
差引不足額(B) - (A)(C)	952	830	901	721	737	521	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	952	830	901	721	737	521
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	952	830	901	721	737	521	
補てん財源不足額(C) - (D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(0) 294,099	(0) 276,909	(0) 265,876	(0) 304,452	(0) 294,484	(0) 285,288
資本的収支	(0) 321,437	(0) 329,024	(0) 325,425	(0) 311,711	(0) 319,743	(0) 327,989
合計	(0) 615,536	(0) 605,933	(0) 591,301	(0) 616,163	(0) 614,227	(0) 613,277

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。